

第8章 水道水源林の管理

1 水道水源林の概要

多摩川の上流域に広がる東京都の水道水源林は、山梨県にまで分布し、その管理面積は25,666haで、東京都23区面積の約41%、羽村取水堰上流の多摩川流域面積の約53%に相当する規模を持っている。

水源林の管理は、良好な水源林を保護・育成することにより、水源かん養、土砂流出防止等の森林の機能を十分に発揮させ、安定した河川流量の確保及び小河内貯水池の保全を図ることを目的としている。

平成28年度からは「第11次水道水源林管理計画」（令和7年度までの10か年計画）に基づいて管理を実施しており、従来からの取組である水道水源林の管理に加え、民有地を含む多摩川上流の全域を見据えた森林の育成・管理に取り組んでいる。この実現に向け、事業体系の柱の一つとして新たに「民有林の再生」を掲げ、民有林の購入や購入後の森林整備、ボランティアによる民有林の再生を行っている。

平成29年度からは「みんなでつくる水源の森実施計画」（令和2年度までの4か年計画）に基づき、民有林の積極的な購入や多様な主体と連携した森づくりに取り組んできた。さらに令和3年度からは「都民の理解を促進する取組」を新たな柱に加えた「みんなでつくる水源の森実施計画2021」（令和7年度までの5か年計画）に基づき、水源地保全の重要性について理解促進に取り組んでいる。

(1) 多摩川集水面積（羽村取水堰上流域）

令和7年3月31日現在

場 所	水道水源林	公私有地	計	比 率
東 京 都	10,071 ha	17,657 ha	27,728 ha	57 %
山 梨 県	15,595 ha	5,443 ha	21,038 ha	43 %
計	25,666 ha	23,100 ha	48,766 ha	—
比 率 (%)	53	47	—	100

(2) 水源林の管理面積

（上段：面積、下段：蓄積） 令和7年3月31日現在

場 所	天 然 林	人 工 林	除 地	計
東京都奥多摩町	6,932 ha	2,905 ha	234 ha	10,071 ha
	1,127,664 m ³	1,372,050 m ³	—	2,499,714 m ³
東京都計	6,932 ha	2,905 ha	234 ha	10,071 ha
	1,127,664 m ³	1,372,050 m ³	—	2,499,714 m ³
山梨県小菅村	1,430 ha	731 ha	39 ha	2,200 ha
	247,734 m ³	332,076 m ³	—	579,810 m ³
山梨県丹波山村	6,199 ha	1,440 ha	148 ha	7,787 ha
	961,127 m ³	525,826 m ³	—	1,486,953 m ³
山梨県甲州市	3,003 ha	2,353 ha	252 ha	5,608 ha
	422,212 m ³	649,587 m ³	—	1,071,799 m ³
山 梨 県 計	10,632 ha	4,524 ha	439 ha	15,595 ha
	1,631,073 m ³	1,507,489 m ³	—	3,138,562 m ³
合 計	17,564 ha	7,429 ha	673 ha	25,666 ha
	2,758,737 m ³	2,879,539 m ³	—	5,638,276 m ³
面 積 比 率 (%)	68	29	3	100

※ 管理面積には、水源かん養契約林を含む。また令和4年度に購入した森林の蓄積は含んでいない。